

事業計画書

(自 令和4年4月1日 ～ 至 令和5年3月31日)

公益財団法人 マルホ・高木皮膚科学振興財団

はじめに

当財団は、「創造的な研究の奨励等に関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与する」ことを目的に設立され、この目的を進めるために、皮膚疾患の診断・予防・治療に結びつく臨床・病態研究（疫学調査を含む）を対象に広く助成し、公益性の高い法人としてわが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献していきます。

当財団の助成事業は、設立者からの寄附財産及びそれから得られる果実を主たる資金として実施いたします。

1. 実施事業

研究助成事業

今年度は、引き続き設立来の重点事業である、「皮膚科学の発展に向けて創造的な研究に取り組む研究者への研究助成」を行うことで、広く皮膚科学の発展とその治療法の開発に貢献します。

1) 第7回 高木賞の募集と助成者決定

皮膚科学の発展に資する研究を行う個人やグループ代表者に対して以下の内容で募集し、助成金の支給という形で研究を支援します。

ア) 実施根拠

定款第4条第1項第1号に基づき「皮膚科学に関する研究に対する助成」を実施します。

イ) 目的

皮膚疾患の診断・予防・治療に結びつく臨床・病態研究（疫学調査を含む）を対象に広く助成し、この分野の治療、研究の振興を図り、もってわが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献することを目的とします。

ウ) 概要

【助成対象】 日本皮膚科学会認定皮膚科専門医で日本国内の大学もしくは医療機関（クリニックを含む）に所属する個人あるいは研究グループの代表者。
応募者（代表者）の年齢は、若手研究者の育成を考慮し、申請時に満50歳以下とします。
疫学調査等を行う研究グループの代表者は年齢を問わない。
大学院生、学生、企業に所属する研究者は対象外とします。
1施設から複数の応募を可とします。

【助成額と件数】 助成金額として総額2000万円を1件あたり最高500万円を目処として助成します。また、新たに臨床研究奨励賞を設け、より臨床に即した研究の奨励に繋がります。

【助成期間】 令和5年4月から2年間

- 【募集方法】 医育機関名簿に記載のある皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する国内の大学へ募集要項を送付します。
また、財団ホームページ、日本皮膚科学会雑誌、日本臨床皮膚科医会雑誌に募集要項を掲載します。
令和4年10月1日～11月30日の間に所定の応募用紙に記入のうえ、所属機関の所属部門長（教授、部長など）の応募確認を得た上で財団事務局へ郵送していただきます。
- 【選考方法】 外部委員で構成する財団の選考委員会において、研究の科学的新規性、研究の臨床医学へのインパクト、研究方法及びその研究計画の妥当性、皮膚科臨床に対する直結度を勘案して書類審査し、令和5年3月に開催される理事会の承認を経て決定します。
- 【成果報告】 研究結果報告書、収支報告書の徴求
助成期間終了後に研究結果報告書集を発行し、国内の皮膚科学研究機関に配布します。

工) 選考委員会

公益的な観点から助成先を選考するため、皮膚科学に精通した有識者6名から構成される選考委員会により公正かつ厳正に評価します。

2) 第6回高木賞の助成実施

ア) 高木賞 贈呈式

令和3年10月1日～同年11月30日にかけて第6回高木賞の募集を実施し、合計15件の応募を受け付けました。

第6回高木賞の贈呈式は、東京都港区高輪にあるザ・プリンスさくらタワー東京で執り行う予定です。

なお、助成金は予定どおり、受賞者に対し各所属機関の所定の方法に従い令和4年4月1日以降に支給します。

3) 第 3 回高木賞受賞者からの研究結果報告書の冊子化による公表

令和元年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日にかけて助成した第 3 回高木賞受賞者からの研究結果報告書を冊子化し、研究結果報告書集として国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する大学へ配布、及び国立国会図書館、科学技術振興機構、医学中央雑誌刊行会に納本することにより公表します。

4) 第 4 回高木賞受賞者からの収支報告書、研究結果報告書の受入れ

新型コロナウイルス感染症拡大のため、第 3 回、第 4 回高木賞の助成期間を 9 か月、結果報告期限を 3 か月延長しています。

ア) 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日にかけて助成した

第 4 回高木賞の受賞者から収支報告書を令和 5 年 3 月末日までに受入れ、助成金が適切に使用されたかどうかを確認します。

イ) 研究結果報告書を令和 5 年 3 月末日までに受入れます。

受賞者の全員の研究結果報告書が揃いましたら第 4 回高木賞受賞研究成果として冊子化し、その内容を公表します。

5) 臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会ポスター賞への協賛の実施

日本臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会で選出されたポスター賞に協賛することによって、マルホ・高木皮膚科学振興財団の存在を広く周知すると共に、いっそうの臨床研究の質向上と臨床研究の活性化を目指します。

ポスター賞には最優秀賞 1 件に盾と 20 万円を、優秀賞 3 件に各々盾と 10 万円ずつを贈呈します。

2. 法人運営

ア) 理事会

日程	令和 4 年 5 月 20 日（予定）	令和 5 年 3 月（予定）
議題	・ 令和 3 年度 事業報告、決算報告の審議 ・ 第 7 回 高木賞募集要項の審議 ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況報告	・ 第 7 回 高木賞 受賞者の決定 ・ 令和 5 年度予算・事業計画書の審議 ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況報告

イ) 評議員会

日程	令和 4 年 6 月 10 日（予定）
議題	・ 令和 3 年度の事業報告の審議 ・ 令和 3 年度 計算書類の審議 ・ 第 6 回高木賞 受賞者決定の報告

3. 法人財源に関する検討

財団の財源

当財団の設立趣旨及び目的は、創造的な研究の奨励等に関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与することです。この趣旨及び目的に賛同して頂き、活動の推進を目的とした個人・団体からの寄附を運用することで得られる果実を財源とします。

4. 広報活動

財団のホームページによる研究助成の募集や情報公開などを通じ財団の広報活動に継続的に取り組みます。高木賞受賞者について受賞者名、所属機関、研究テーマ及び研究概要を財団のホームページ等に掲示して財団の広報活動に取り組みます。又、第 3 回高木賞受賞者の研究結果報告書を冊子化して、国内の皮膚科学関連の医学系学部・研究科を有する大学へ送付します。更に国立国会図書館や、科学技術振興機構、医学中央雑誌刊行会に納本することにより財団の研究助成活動の公知に努めます。

又、日本臨床皮膚科学会総会のポスター賞協賛を活用して財団の公知に努めます。

以 上